

## ひょうご聴障ネット夏の学習会 2012年8月19日(日)

### 「聴覚障害者と差別禁止法」～安心して暮らせる未来を求めて Part 2～

講師：藤原精吾(ふじわらせいご)弁護士

1941 生まれ。1967 年より弁護士活動開始。

日本弁護士連合会の副会長、人権擁護委員長などを歴任。

1998 年より日本社会保障法学会理事、2009 年より NPO 法人兵庫障害者センター理事長。

主な事件活動(社会保障関係)…堀木訴訟、市立尼崎高校筋ジストロフィー入学拒否取消請求事件、高齢者加算廃止違憲訴訟等。

## 第1部「教えて藤原先生」

第1部は「教えて藤原先生!」と題して、3人の障害当事者から自分が体験した差別事例について話していただきました。

### ● Aさん(NPO 法人兵庫盲ろう者友の会)〈盲ろう者〉

藤原弁護士、よろしくお願ひします。先ほどお話のあったように、差別について話をします。

盲ろう者の通訳介助員の派遣について、必要な時には情報センターに申請をします。盲ろう者から情報センターに申請をして、通訳介助員を派遣してもらいます。盲ろう者の場合、日常の生活訓練を受ける必要があるのですが、その時には派遣申請をしても断られてしまう場合があります。そうすると家に引きこもらなければならなくなります。通訳者の数も足りません。兵庫県の派遣の予算が足りないからすべての派遣を受けることができないとのことで、申請をしても断られることがあります。<sup>1</sup>

県外の場合、たとえば東京に行きたい場合、情報センターに申請をするが、断られることが多いです。認められません。今後県外派遣の制限もなくしてほしいと思います。県とも交渉中です。<sup>2</sup>

盲ろう者が作業所に通所するとき、一人で通うことができません。会社に通う時にも派遣は認められません。営利に関わることだからということで、派遣が認められません。盲ろう者は一人で作業所に通えないです。そしてどうするかというと、ボランティアに介助をお願いして通所するのですが、ボランティアの数も足りなくて、断られることが多いです。

---

注釈<sup>1</sup> 生活訓練等は必要に応じ制限を設けてはいるが派遣しています。

注釈<sup>2</sup> 要綱は「原則として県内とする」だが医療・冠婚葬祭・生活圏が隣県に近い場合等、条件付きで派遣をしています。

(注釈：兵庫県立聴覚障害者情報センター)

5月の総会のときも話しました。生まれた時から盲ろうという重複障害を持っています。本当は盲学校に通いたかったのですが、断わられて入れませんでした。そして神戸聾学校に通うことになりました。先生とのコミュニケーションが通じなくて大変でした。聾学校では盲ろう者に対する理解がなく、いじめをうけることも多く、それも差別ではないかとお話しました。バレーボール部に入った時も、ボールが見えなくて、動きが鈍くて怠け者と言われました。盲ろう者、目と耳の重複障害者の専門の学校はないのです。それも差別ではないかと思います。盲ろう者専門の教育を受けられるところが必要だと思います。先日西宮市の手話サークルにネットの会員募集のためのオルグに行きました。公費派遣を申請しましたが、会場までの往復ガイドの派遣は認められましたが、オルグの間の1時間は、派遣は認められませんでした。大変困りましたが、ひょうご聴障ネットとして代わりに通訳謝礼の保障をするということで、解決できました。また、去年10月に東京で開かれたJDFの大フォーラムに参加した時も、県外派遣ということで認められなかった。その時もネットから通訳者の交通費を保障していただきました。でもそういった不便がいろいろとあります。東京で大フォーラムが開かれたとき参加したいと思った。東京にいる通訳者に通訳介助をお願いしたとします。でもそうすると通じない心配があります。ですから兵庫にいる通訳介助員と一緒に東京まで行って現地でも通訳を受けることで情報をスムーズに得ることができます。非常に大切なことです。東京の大フォーラムに行くとき、たとえば、ろう者、難聴者の場合は一人で現地まで行って、現地の手話通訳、要約筆記を受けることができます。時間なので、簡単ですがお話を終わります。

藤原／

今のAさんの問題について考えを述べたいと思います。時間に限りがあるので、不十分かと思いますが、3点ほどあったと思います。1つは盲ろう者の通訳者の派遣が県外には認められないという地域の制約があるということ、2番目には派遣の目的が、施設に通所する、あるいは仕事、通勤をする、そういう経済的活動に関わる場合は、派遣が認められないという制度になっています、2010年4月1日に文書化された兵庫県制度です。3つ目にはAさん自身が経験された、盲・ろうの重複の障害を持った子供に対する教育の制度がちゃんとできていない、ということですね。この3つについて、少し考え方を話したいと思います。

昨年成立しました障害者基本法、あるいはそのもとになった国連の障害者権利条約ではっきりと書いてあるように、すべての国民、障害を持っていようがいまいが、等しく人間として人権を享受できる、個人として尊重される、同じように社会生活ができる、これが法律が求めているところなわけですね。その場合に、障害を持っていることによって、外出をする、教育を受ける、仕事に就く、そういうことが制約されることがないようにいろんな制度を作る、これが国、または自治体に求められていることですね。そして通訳者の派遣というのもその一つですけれども、みなさん考えてみたらわかりますが、例えば兵庫県尼崎市に住んでいる人は、三宮に出るよりも、大阪・梅田に出る方がずっと近いわけで

すよ。生活圏が大阪に近い、そういう場合に、県の境をでるからと言って、通訳者はそこまで、という理由は全くないと思うんです。つまり、行政の区域で派遣が行ったり、要らなかつたりする理由は全くないです。通訳の人が大阪まで行くからと言って仕事の中身に違いがあるわけではないですね。そういう意味で兵庫県の制度で県外の派遣は原則認めない、というのは合理的な理由がない制約だと私は思います。

問題があるとすれば、例えば東京の集会に同行してもらって、その場合に新幹線の費用が片道 1 万円以上かかります。予算の問題はあると思います。ですから、予算の問題として考えればいいわけであって、地域が県外かどうかで決めるのはおかしい。これは現に高松の池川さんという方が、娘さんの入学式についていくのに、手話通訳者を派遣してほしいと高松市に言ったら、「入学式はだめだ」と断られたので、裁判をやっています。それと同じように、合理的でない制約については権利侵害だと考えていいと思います。

もう一つの問題点は、通訳者の交通費を本人、障害を持った人自身が負担をしなければならないのか、これはやはり問題だと思います。本来は、通訳者の費用は公的に負担すべきだと思います。もしそれができなれば、予算がかかりすぎる場合に限ると思います。

二つ目の問題として、施設に通所する、あるいは仕事場に通勤する場合も派遣しないということ、これは全く合理性がないと思います。障害を持った人が施設で働く、生活を営む、あるいは仕事に就く、これは当然の権利だと思います。それをするために必要な通訳の派遣というのは当然認められるべきであって、経済活動に派遣は認めない、というのは不合理ではないか、と考えます。

さらに教育については、直していってもらふ必要があると思います。まだ制度の不備、制度の谷間に置かれているということで、関係者がもっと声をあげて、その制度を作らせていくということが必要だと思います。

そして今日第 2 部のテーマでもありますが、今のような不合理な制度、不合理なまま障害を持った人が我慢を強いられる、こういう状態をなくすためにこそ、差別禁止法というものが必要だと思います。今少し読み上げた、兵庫県の盲ろう者の通訳派遣制度についても、私はこれは非常に不合理だし、基本的に言えば憲法 14 条に違反すると思いますけれど、それ自体してはならない、ということをはっきりと書いた法律がまだできていない。そのような法律を来年には作らせるということが必要だと思います。それができれば、今 A さんが提起したような問題は、おかしいから改めよ、と行政当局、あるいは県に申し入れることができるようになると思います。以上です。

### ●Bさん (NPO 法人兵庫県難聴者福祉協会) 〈難聴者〉

みなさん、こんにちは。質問したいことは、3 つあります。

1 つ目は会社の研修のときの情報保障についてです。会社に入ったときは手帳をもっていない軽い難聴でした。会社には手帳はないけれども聞こえにくいということは伝えていません。そのあとにゆっくりと聴力が落ちて、手帳を取って要約筆記を知りました。会社で人

権研修があり、全社員が受ける必要があります。要約筆記派遣を会社に依頼したのですが、渋られたので、要約筆記がなければボーッと座っておくだけで研修を受けたことにはならない、と説明して派遣を受けられることになりました。それから要約筆記がついています。それとは別に、必須研修ではない、グループ会社の研修があり、それは当社の社員も 1000 円で受けられるというものでした。受けたくて、会社に要約筆記派遣を依頼しましたが、自由参加だから受けなくても構わない、受けたいときは自分で要約筆記のお金を払って行ってくれ、と言われました。他の会社員は 1000 円で参加できるのに、私の場合は約 3 万円もかかってしまいます。同じ「社員」なので、私も参加できる制度、仕組みが必要だと思います。これを差別禁止法で解決できるかどうか。

2 つ目に駅員さんが筆談してくれないという内容です。この前電車で忘れ物をしたので、駅員さんに尋ねました。声で返されたので「私は聞こえないので書いてください」と伝えました。メモ用紙とペンをとって、乱暴にぽんっと置いて、嫌そうな顔をしたので、こちらも嫌だなと思いました。書こうとしてもすぐに手が止まり、また口頭で返事がありました。「本当に聞こえないので書いてくれないとわからない」と説明しましたが、結局何回も大きな声で返されるだけで、こちらも仕方ないと思って頑張っただけ口を読みましたが、聞けること、聞こうとすることが立派で大事なこと、というような行動を受けて、嫌な思いをしました。結局は「梅田」「ある」という言葉だけわかったので、梅田まで取りに行きました。この 2 つの言葉だけでも、書いてくれたほうが早く終わったと思います。電鉄会社が従業員に対して聴覚障害の知識と接遇について、指導する、勉強することを義務付けることを差別禁止法で解決できるかどうかを聞きたいと思います。

3 つ目、指定耳鼻科の話です。手帳の級の更新のために耳鼻科に行きました。検査を受けた後、受付で F A X 番号をききました。受付の人から「F A X 番号は緊急の患者さんのためにある、あなたは緊急ではないので教えられない」と言われました。「家族に電話してもらおうか、直接来て聞くかにしてください」と言われました。問合せができるように診察券に電話番号が書いてあるのだから、聞こえない私には F A X 番号を教えてください、という繰り返しで 1 時間ほどかかって、やっと教えてくれました。指定耳鼻科なのに、聴覚障害者への理解がない。神戸市長はなぜこの病院を指定しているのかわからない、難聴者や聞こえない人の気持ちがわからないのに、ここを指定にするべきではないと思います。差別禁止法で、電話番号を公開しているところは F A X をおいてメールも利用できるようにして、番号、メールアドレスを公開するように禁止法で解決できるかどうか、お聞きしたいと思います。

藤原／

今も 3 つ質問があったと思います。勤めている会社で研修を受けたり、その他会議などの時に要約筆記・手話通訳がきちんと保障されていないのは差別ではないかという問題が 1 つ。それについて言うと、すでにアメリカやイギリス、韓国では明らかにそういう取扱いをしてはならない、差別になるという考え方が公になっています。

これは第2部でお話しするつもりで調べてきたのですが、アメリカではもちろん障害を持った人の雇用機会均等法があって、職場で聴覚障害などがある人のために手話通訳や要約筆記をきちんと行うように義務付けています。しかし、アメリカのある会社で社内の会議をするのに、後で議事録を読めばわかるから、通訳や要約筆記をその場でする必要はないと拒否した。それを障害者が裁判で訴えたのですが、一審の地方裁判所はその議事録で足りると、訴えを認めなかったんです。しかし控訴されて、控訴審、上級裁判所ではその議事録がはたして十分なものであるのかどうか、そういう保証がないではないか、ということで、これを破棄してやはり十分なもので通訳、あるいは要約するようにと判決を下しています。

そしてイギリスの場合は、障害者平等法、一番新しいもので2010年に改正されたものがあるのですが、この中でこういう条文があるのですが、どのような場合にイギリスの企業や社会が必要な調整、アジャストメントをしろ、日本語の訳では合理的配慮と言っていますが、「必要な調整」という言葉をイギリスでは使っています。そして、そういう調整をしなければならない具体的な例をいくつか挙げています。その中の一つに、障害者を教育訓練する、障害者やその他の者に助言を与える場合に、通訳をつけなさい、と明記されています。

韓国の場合、2008年に制定された障害者差別禁止法がありますが、その中でいくつか具体例が挙げてあります。訓練の提供または訓練における正当な便宜供与をしなければならない、と書いてあります。正当な便宜供与とは障害の種類・性質によっていろいろ違いますが、難聴者、ろう者の場合は、手話通訳・要約筆記がこれにあたると思います。つまり、職場における訓練については当然そのような便宜供与を行わなければならない。具体例だと、画面朗読の時、視覚障害のある人には携帯用点字ディスプレイ、拡大読書器、音声変換出力機、つまりパソコンを声で読み上げる機械とか、補助器具の設置、朗読者・手話通訳者など補助人の配置、というのが企業あるいは行政に義務付けられています。それが法律上の義務とされていて、それをしなければ法律に違反する差別であるとされています。

2番目の問題です。鉄道の駅員が難聴者あるいはろうの方に対して非常に態度が悪かった、理解をしなかったという問題ですが、これなどは、今挙げたような諸外国では当然公共交通機関でこのようなことをしてはならないということになります。日本の実情がそういうことが多くみられるとすれば、やはり、鉄道の経営者の怠慢、教育の不足によってこういう現実が生まれていると思います。だからこれを改めさせる必要がある。障害を持った人に辛い思いをさせることを変えさせる、ということです。

私が思い出すことがあるのですが、30年、40年くらい前、車いすで電車の切符を買うことがなかなか難しかった。外でトイレに入れない、入口が通れない、という問題があったので、車いすの人から、そういう状態を変えてほしい、あるいは車道と歩道の段差が大きいので、車いすで通行できない、これを変えてほしい、という声が上がって、この30～40年の間に相当程度改善されたことは皆さんご存知だと思います。

このように現状を変えなければならないとみなさんが感じるのならば、それを声に出し

て要求する、それが現状を変える一番大きな力になると思います。

3つ目、耳鼻科の先生がFAX番号をなかなか教えてくれなかった、という問題ですね。耳鼻科の先生は聴覚障害の人に理解をしてくれる、岡野先生みたいな先生ばかりだと思っていたのですが、岡野先生と正反対の先生もおられるということを知り、びっくりしました。ところで、断った、教えないという理由が理解できないですね。緊急の人のためにFAXがあるなら、このケースもやはり一種の緊急じゃないか、電話ができないということがあればFAXで連絡する必要性もあるじゃないかと考えればいいわけで、この点は耳鼻科の先生であればあるほど、そういう問題について理解をしてもらいたい。その先生が例外的といえないとすれば、社会の中でろうの人についての理解をもう少し深めてもらう必要があると思います。

先ほどのAさんの例も同じようなことですが、やはり、当事者がこれは問題だ、これは差別として何とかならないかと感じる事が出発点だと思います。それを感じたら、次はそれをどのようにして変えていくか、変えていくために誰にどう訴えたらいいか、それをみんなで考えて、そのための運動をしたいと思います。私が代表をしている兵庫障害者センターというの、そのような共通の課題を改善、前進させるために活動したいと思っています。

### ●Cさん（公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会）〈ろう者〉

ろう者からの差別事例を皆さんにお話ししたいと思います。

ろう者の働いている会社の中で、朝礼や説明会があるときに手話通訳者がついていないことがあります。その時にろう者が会社に対して手話通訳をつけてほしいと要望してもそれを会社が拒否する、という事例があります。

2番目に、アパートに入居したい、借りたいと思って申し込んだときに、大家さんから「ろう者が契約をする？聞こえない人はお断り。もし火事になった時に危ないから」と断られる、拒否されるという事例があります。

3番目に携帯電話の契約のためにお店に行ったときに説明を筆談でしてほしいと言っても口頭だけで説明される。ろう者もやむを得ずとりあえず契約を済ませたけれども、後で家に届いた請求書を見て大変高額請求に驚いた、という事例があります。

4番目です。クレジットカードを作りたいと思って会社に連絡したときに、電話での確認というのがあります。本人かどうか電話で確認するときがあります。その時にろう者がFAXで連絡しようとしても、会社はFAXでは認められない、電話でないと本人確認はできないということなんですね。そこでろう者は手話通訳者に手話で話して通訳をしてもらって電話をしようとしたら「手話通訳？では本人ではないですね。」と言います。通訳者を通じて、今ここにろう者本人がいるといってもクレジット会社は「いや、本人と直接電話で話す必要がある。それができないのであれば認められません。」と言われる。という事例があります。この4つについてどのように考えればいいでしょうか。

藤原／

今の4つは本当に典型的な例で、答を出すのは非常に簡単です。

1番目の会社で朝礼に通訳をつけないというのは、先ほどあげたようなアメリカやイギリスや韓国では明らかに違法な差別であると扱うことができます。ただ、日本の場合、違法か差別か、というと、非常に面倒な議論をしなければ簡単には認めないだろうと思います。つまり実際、聴覚障害の方が会社でそのような場面におかれて困っていることは明らかなことなんです。ところが、それが法律に違反しているのかというと、それを禁止する、あるいは手話通訳をつけろという法律がまだない。この現実からいうと、これは非常に困ることではあるのだけれども、違反だとも、まだ言えない。そういう意味でもそういうことが禁止される、あるいは通訳をつけろとはっきり法律で要求できるような法律をつくらさなければならないと思います。

2番目の問題は、法律がなくても、これは違法な差別であるということは明らかです。前回にもお話ししたと思いますが、鳥取県の県営住宅で聴覚障害の方が県住の抽選に当たったので、入居のあいさつに行った。ところが管理人さんが、聴覚障害の方が入ると火事の時に困るとか自治会活動に参加できないから困るとかいうことで、取りやめるように県当局に申し入れた。これが新聞に載って、明らかな不当な差別であるということになって、入居できるようになったわけです。つまり差別禁止法がなくても障害を理由として社会生活に必要なアパートの賃貸だとか、電車に乗るだとか、デパートで物を買うとか、そういうことを拒否してはならない。それは差別禁止法がなくても憲法14条、あるいは民法で差別を、公序良俗という、善良の風俗に反することをしてはならないとなっているので、文句を言って改めさせることができます。

3つ目の携帯電話を買う時の説明ですね、これは耳が聞こえる人でも何を言っているかわからない、理解が難しい。これは売り子さんも覚え込んでいることをベラベラしゃべるだけで、「はい、聞きました」というところにチェック入れてください、ということを行うためにしゃべっているんですね。聞いているかどうかはお構いなしにしゃべっているわけです。ただ後で文句を言わせないためにしゃべっているわけです。しかし、本当にこれを理解するのでなければ、契約はできませんよね。

そういう意味で、やはりこういう商品を買うときには適切な手段、通訳を使って説明しなさい、というのが消費者問題として必要なことです。これは耳も聞こえないし、高齢でどうも判断力が低下しているお年寄り、高齢者に物を売りこむ場合にも、高齢者に付け込んで売った場合には契約は無効になる、こういう理屈が成り立つわけです。ただ、今回のCさんの質問は、押し売りを断るんじゃなくて、買う以上はきちんとした説明をしてもらいたい、ということですね。やはり商品を買うときには障害の種類に応じて必要な説明がされるように、ということ消費者法なども使って義務付けることが必要だろうと思います。

たとえばヨーロッパに行って御覧なさい、フランスに行っても英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の説明が何種類も同時にされているわけですね。それと同じように考えれば、日本で手話が必要な方に通訳がついて初めて商品の説明をしたということになるわ

けです。ですからこれは、法律上はつきりと義務付けをする必要があるし、もしそれが充分にされずに契約をさせられて、高額な請求が来た場合、説明がされていないということで、その部分は無効である、と争うことはできると思います。ただ裁判することになると大変なので、やはり裁判をしなくてもいいように、あらかじめ説明が充分されるように、制度化しておくことが必要だと思います。

4番目、これは確かにクレジットカードを申し込んだら、勤め先に電話をしてきたりするわけですね。ちゃんとそこにいるかどうか、つまりなりすましを防ぐという、他人が人の名前を使って、クレジットカードを発行してもらうという不正を防ぐために、直接連絡をして、本人がその住所にいるかどうか、勤め先にいるかどうかを確認するということが行われているわけです。しかしながら、今質問にあったように、聴覚障害の方が電話で確認するわけにはいかない。これは典型的な間接差別というものです。つまり差別する目的はないんだけど結果的に差別しているということですね。

いわば電車に乗るのに、例えば悪いですが、身長120cm以上の人しか乗せません、というふうに言ったら乗れない人もたまにいるわけです。それが差別だと言ったら、何もあなたを相手にしているわけではない、というのですけれども、しかし結果的に差別になる。

つまりクレジットカード会社のマニュアルと、聴覚障害者の現状とのギャップがある。その結果、差別の意図はなくても差別の結果が生じている、こういう場合、どう考えるのか。これは今、障がい者制度改革推進会議で差別禁止法の議論をするときに、差別の意思がなければ差別をしてもよいのかという議論があります。そんなことはない、差別するつもりはなくても結果が差別になるならば、それは禁止する。だとすればクレジットカード会社のマニュアルと現状とのギャップは埋めてもらわなければならない。

つまり、聴覚障害者のクレジットカードの申し込の場合の確認方法を変えてもらうしかない。それは皆さん方すでに経験済みですね。例えば自動車の運転免許証だとか、医師、看護師、薬剤師の免許が、聴覚障害の人は欠格条項で資格が取れなかったのが変わりましたね。それと公正証書遺言が、自分が喋って公証人に口で、言葉で伝えなければ作れなかったのが、10年ほど前に、手話通訳が伝えてもいい、というふうになりましたね。そのように間接差別でギャップがあるとすれば、ギャップを埋めるような制度を作っていく、ということが求められているのです。

## 第2部講演会

### ◇行列のいらぬ法律相談所

先ほど3人の方から具体的な問題について相談を求められたわけですが、時間が少なかつたので十分にはお話できなかった。それを補った話をしたいと思います。やはり法律問題を考えるのには、具体的な問題から考えるのが一番わかりやすい。そういう意味で、こ



のタイトルを読んでみてください。「行列のできる」ではなく「行列のいらない法律相談所」ということで、今日は皆さん方に行列をせずに法律相談を受けていただく、というような話にしたいと思います。

まずやはり、何が人権侵害なのか、何が差別なのか、ということについて。皆さん方はもちろん会社とか、学校でいろんな差別的な取り扱いを受けた。それは本当に、直接心に傷がつくこと、嫌な思いをすることだろうと思います。それが出発点なんですけれども、そういうことを個人で胸に納めるのではなくて、やめさせなければならない。さらに自分だけの問題ではなくて、この社会から、こういうことをなくさなければならないと思いませんか。だとするならば、そういう差別をしない、させない法律を作ることが必要です。

そして皆さん方がそういう差別を受け、つらい思いをすることが自分の人間としての人権が侵害されているんだ、という確信を持っていただきたいと思います。自分が差別をされたくない、ということは人間としてあたりまえのことなんだ、そして今の世界ではそういう思いを法的に守るということが求められているんだ、ということをお話の一番の出発点にしたいと思います。

#### ◇アスペルガー症候群被告に求刑上回る判決

これは今月 8 日、ついこのあいだ、大阪の裁判所で、障害を持った人に対する判決がありました。検察官が求刑した懲役 16 年の求刑を 4 年も上回る懲役 20 年もの重刑を科する判決が下りました。そして問題は何よりもこのように非常に重い刑を言い渡した理由づけにあります。その理由は、被告となった人はアスペルガー症候群といういわゆる発達障害、脳に障害があって社会生活がうまくいかない、そういう障害を持った人だったわけですが、その人がお姉さんを殺したわけです。もちろん殺人罪の罰を受けるのはやむを得ないわけですが、その人に対して、この被告は改善する余地がない、社会で住む場所がない、と言って、またそれを繰り返すおそれがあるので、許される限り長期間刑務所の中に閉じ込めておくべきだ、ということをお話の理由にしたわけです。

しかしこの判決に対しては、非常に大きな非難が沸き起こっています。この判決は裁判員が裁判をした事件なので、これは一人の裁判官の考え方ではなく、市民から選ばれた 6 人もの裁判員がこのような考え方を持っていた、ということです。まず改善の余地がない、社会から隔離して刑務所に閉じ込めておけという考え方なのです。つまりこの人が障害を持ったということは自分で求めたことではない。そして脳に障害があったために、人とのコミュニケーションがうまくいかない、人の考え方が理解できない、そういう人間として成長したわけですね。しかしながらそういう障害を持った人が、全部が全部罪を犯すわけでもない。統計は難しいですがせいぜい 2% ぐらいが刑事事件になり得るということで、そういう障害の人が誰も危ない、という決めつけ方は間違っています。さらに、そういう障害を持った人でも、適切な環境におかれれば、事件を起こさずに社会生活ができる、ということも明らかになっています。したがって、長期の隔離、長期の刑罰というものが、決して必要なことでも有効なことでもない、と考えます。したがってこの判決

は改めるべきなんです、今日この問題から始めたのは、いかに障害を持った人が社会で理解されていないか、ということがこの事件が示していると思うからです。

### ◇偏見・差別の源

皆さん方も、聴覚障害の人についてはよくわかっていると思いますけれども、こういうアスペルガー症候群とか発達障害とか、あるいはてんかんを持った人などについてどこまで知っていますか。てんかんの人は車の運転をして事故を起こすということがありますから、一切運転をしてはいけないのかというと、そうではなくて、きちんと薬さえ飲んでおけば自動車の運転は何ら問題ない、というのが今の医学的な常識になっているのです。そういう意味で、てんかんだから危ないのではなくて、薬を飲んで運転をしないからいけないので、そういう点からいけば、何の障害も持っていない人でも、お酒を飲んで運転をして事故を起こす人がいますよね。あるいは寝不足でトラックを運転して事故を起こす人もいますよね。そういうことをしてはならないんだけど、障害を持っているだけの理由で自動車の運転をしてはならないとか、罪を犯したら厳罰に処するべきだ、ということにはならないと思います。

そのような例は、障害を持った人に対していろんな場面で認められているわけですね。例えば下に書いたハンセン病。ハンセン病の人は一生治らない、閉じ込めておくべきだと。病気になったというだけで村から町から連れ去って、日本に何か所か置かれた療養所に隔離して、人間社会での生活を許されなかったわけです。それだけでも、重大な人権侵害ですけれども、同時にハンセン病になった人は何をするかわからない、ということで、たまたま起こった殺人事件の犯人にされて、しかもその裁判は、裁判所の法廷ではなく、療養所の中で、裁判官が白衣を着て、マスクをして、十分な言い訳も聞かずに、弁護人もへっぴり腰でやって、そして有罪判決を確定させられて、一年も経たないうちに処刑をされてしまった。今これが冤罪であるということで、再審の手続きが始まっています。

この事件などは、ハンセン病になった患者というだけで、その被告がやったに決まっている、というふうに偏見でもって国が死刑の執行までしてしまったわけです。そういう例はいくつでもあるわけで、それをなくさなければならないと思います。

ただ先ほども言いましたが、皆さん方も他の障害を持った人のことをどれだけ理解しているかということ、十分ではないと思うんです。僕ももちろんそうなんです、一番最初の出発点の堀木さん、全盲の堀木さんに出会って、視覚障害の人の話を聞くようになって、こういう生活なんだということが分かった。

例えば震災の時、阪神淡路大震災で、家が壊れて、街が燃えてしまった、そういう時にどう困るか。視覚障害の人はもちろん杖はつきますけれども、道のどこまで来たか、四つ角まで来たかどうかはなぜわかると思います？顔に風の当たってくる向き、風向きが違って来るんです。皆さん方も意識的に歩いてもらったらわかりますが、道をまっすぐ歩いて行って、四つ角に出れば、風が反対方向とか、横から吹いてくるのを感じます。そういうので視覚障害の方の世界はちゃんとあるわけですね。

いろんな障がい者についてまずは理解をする、どんな生活で、どういうことで不便をしているのかを理解をする必要があるし、また皆さん方の持っている問題をわかってもらう必要があると思います。わかってもらう、ということがまず出発点になると思います。だからわかった上で、差別するのは非常に悪意があるのですけれども、わからずに、面倒くさいとか、言ってるのになんで聞こえへんのか、とか、無意識の差別というのがすごく多いと思います。そういうものからなくしていくことが必要だと思います。

### ◇何を差別というか

皆さん方が感じる差別というのをそういう意味で何種類かに分けて考えると、耳が聞こえないからクビだとか、雇えないとか、賃貸住宅を貸せないとかいうのははっきりとした差別ですね。障害を持った人だから一人前でない、それは差別というわけですよ。それが悪い、ということは誰でもわかるのですけれども、それが法律ではっきりとは禁止されていない。それがまず問題だろうと思います。

2番目、差別するだけでなくさらにそれをいじめ…今大津の中学校で大きな問題になっていますけれども、いじめの理由にする。障害を持った人だけでなく、例えば韓国の人に対するいじめが戦後ずっとありますよね。今竹島問題などがあるのでなおさら強まっています。でもよく考えてみますと、今は2世3世の時代ですけれども、韓国にルーツがあるからと言って、別に何も悪いことをしているわけではない。日本で生まれ育った、あるいは韓国から来たとしてもその人自身がどうということではないわけですよ。ところが、そういう偏見差別というのは、韓国人というだけで起こってくる。

例えば、僕が聞いたのは、車を運転していて、お巡りさんが呼び止める、免許証を見せろ、免許証を見せたら国籍韓国と書いてある、それからお巡りさんの態度がガラッと変わるわけですよ。日本人でない、と。理由がありますか？理由はないんですよ、偏見ですよ。そういう意味で言えば、日本から外国へ行ってごらんさい、日本人に好意的な国もいっぱいありますけれども、例えば天皇陛下がイギリスに行ったら、イギリスの捕虜になった人がけしからん、とやって来るわけですよ。そういう風に、日本人だからと差別する人もいるわけですよ。それは困るでしょ。やはり偏見というものをなくさないといけない。人は一人一人違うし、国籍で人間が異なるわけではない、ということをもっとしっかりと理解しておく必要があると思います。

3番目に、先ほどの電話確認でないとクレジットカードを発行しないという、もともとの理由があったにしろ、電話確認ができない人が結果的に差別される、結果的差別もなくなければならない。それを間接差別というわけです。例えば戦前は、年収が、具体的に覚えていませんけれども、何百円、何万円以上でないと選挙権、被選挙権がないと選挙法でされていたわけですね。それもやはり、差別、間接差別なわけです。

4番目、これが今日のメインテーマになりますけれども、障害を持って、何らかの配慮が必要である、そしてそれさえできれば、例えば手話通訳さえつけてもらえれば一人前、あるいはそれ以上に仕事ができる、という場合に、手話通訳をするというのが合理的配慮で

あって、手話通訳をしないというのが差別である。こういう考え方が、今世界中の大きな流れになっています。そのことを、日本でも根付かせなければならないと考えます。

### ◇障害者権利条約第2条

そして、そのような考え方、大きな流れ、それは国連で採択をした障害者権利条約。もうすでに6年ほどになりますが、日本はまだ批准していない。批准するというのは、国会で条約を承認して、日本の法律と同じように取り扱うという手続きなわけですけども、それがまだ終わっていない、だからまだ法律としての効力を持たない、そういう現状です。だから我々は障害者権利条約の批准を目指しているいろいろ頑張らなければならない。その第一歩として、今ある国内の法律を作り替えなければならないし、障害者差別禁止法をつくらなければならないということになっているわけです。

だから今皆さん方の共通の目標としては、この障害者権利条約、これは非常に理想的な内容が書いてあるのですけれども、それが日本の法律になるように、いろんなところで頑張るといことが求められているわけですね。その中に合理的配慮をすること、しないのが差別であるということが書いてあります。

### ◇差別をなくすために

差別をなくす、これはやはり、心の問題でもありますが、心の問題だけではないわけです。つまり、差別的な気持ちを持つことを、教育が許している、あるいは制度が許している、法律が許している、という状態であれば、いつまで経っても差別はなくなりません。だからやはり差別はしてはならないんだ、ということを法律ではっきりと書いておく必要があります。そして許されない差別の中に、間接差別、つまり差別をするつもりはなかったと言っても、やはり差別ですよ、ということを書いて、そういう間接差別をなくす。

具体的な例ははっきりしていますね。聴覚障害のある人に商品の説明をするときには、口で読み上げただけではダメ、細かい字で渡されてもわからないので、やはりわかりやすい説明書を作って、手話なども使って説明をするということ。そして合理的配慮をすることを法律上義務付けるということが意味を持っているわけです。

そのような3つの差別禁止を基礎づけるものとして、教育、障害を持った人がどのような必要を持っているのか、交流をするということと、教育をするということを法律の制度として作っていくということが必要なわけです。

### ◇「合理的配慮」とは何ですか

合理的配慮という言葉は普通日本語で言われてもなかなかわかりにくいですね。もとの権利条約の英語では”Reasonable Accommodation”という。ますますわかりにくいので、それをわかりやすくどう理解するか、ということが私の工夫するところです。その理解をするために、いくつかの外国の例を勉強してみたいと思います。

この権利条約、国際条約のもとになったのが、アメリカの、「障害を持つアメリカ人の法

律」という ADA 法の中に”Reasonable Accommodation”が書いてあるので、それを盛り込んでいるわけですね。だからアメリカの人は具体例があるので理解できるんですが、それ以外はわかりにくい。

ここでイギリスの 2010 年に改正された平等法というのにはどういう言葉が使っているかという、「適切な調整」“Reasonable Adjustments”。 Adjust (アジャスト) というのはわかりますよね、調整する、という意味ですね。ベルトを締めたり緩めたりという Adjust、それが障害に応じた調整という言葉を使っています。

フランスの場合、原語は付けていませんが、「適切な措置」。適切な…つまり障害にとって必要な、という意味ですね。措置をするべきで、それをしないことが差別にあたるというふうに言っています。

ドイツも同じことです。直訳すれば「適切な対策」とあるのですが、障害に見合った対策を取る、ということですね。例えば、視覚障害なら読み上げるとか、点字を付けるとか、聴覚障害なら手話通訳や字幕、あるいは要約筆記をつけるとかですね。

韓国の場合、「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」という法律がありますが、その中で「正当な便宜供与」という言葉で言っています。韓国の場合、最近漢字はもう使わないのですが、ハングルで発音するにしても元々の漢字があって、漢字の発音をハングル文字で書いているわけだから、正当な便宜供与という言葉は、そのまま使われている、理解されている言葉です。「正当な」というのは、障害者にとって必要であり、またそれが社会的に正当である、という意味ですね。便宜供与というのは対策という意味ですけど、「便宜」というのがちょっとおまけ、というふうに感じるんですけど…言葉の説明はこれくらいで。

#### ◇合理的配慮のないとき

先ほどの第 1 部でも言いましたが、高松で裁判になっているのは、手話通訳派遣が事柄によっては制約されるということですね。A さんの場合でも県外の通訳派遣は認めないのは、合理的配慮が不十分でないか、というケースだろうと思います。つまり合理的配慮をすべき、にもかかわらず、しないということ。合理的配慮のあるとき、ないときと言ったら何か連想する方もいるかもしれませんが…

#### ◇合理的配慮のあるとき

あるとき、というのはこれも和歌山市で拒否したのを、裁判所が間違っているという判決を下した事件です。これは脳性麻痺で常時介護が必要な人とか、ALS とって筋肉がだんだん動かなくなって、呼吸も困難になるような人、こういう人は 24 時間の介護者が必要だと求めたわけですが、せいぜい 10 時間とか 12 時間しか認めなかったのは不十分であるとして訴えました。和歌山地裁の平成 22 年 12 月 17 日の判決では、24 時間の常時介護が必要であるという判決を下しました。和歌山市の支給決定は、月 377 時間なので、日に直すと 12 時間ですかね、それを、判決ではその倍の 744 時間、丸一日まで介護をする

ことを義務付けたわけです。

それともう一つ、今年の4月にあった和歌山地裁の判決では、一日21時間を下回らない介護をしる、というもの。このケースはどちらも、介護を必要とする人に十分な時間の介護をしないとイケない、というものです。これは障害者自立支援法で、各自治体で行っている介護の派遣制度の中で起こっている事件ですけれども、これが不十分であるということは、やはり合理的配慮が不十分である、ということですね。だから障害を持った人に必要十分な措置をする、それが求められているということですね。

### ◇障害者が生きにくい社会 これを変えるために

権利条約批准のために国内法の改正と立法が必要だということで、障がい者制度改革推進会議ができ、障害者基本法は去年の8月に改正されました。そして障害者の定義、あるいは差別がなぜおこるかということについては大きな前進が認められたと思います。

しかし2番目の障害者総合支援法、これは福祉法を制定するべきだと言っていたが、総合支援法になってしまった。これが問題です。

3番目に障害者差別禁止法を来年の4月頃には作りましょう、ということになっています。

### ◇私たちが求める方向（1）

その中で、聴覚障害者に重要だと思われることを挙げました。やはり私がこれまで知ったところによると、聴覚障害の人には、情報とコミュニケーションを保障するということが権利として認めさせるということが一番大事だし、一番中心的な課題だと思います。はっきり言えば、手話を第一言語として認めさせる、日本語の一つとして認めさせる。それは学ぶためにも、働くためにも、あるいは裁判や行事や公的な権利を使うためにも必要なことであると考えます。

### ◇私たちが求める方向（2）

2つ目に、障害者総合福祉法の部会で作った法案の中にも、障害者を手帳が取れる人、と非常に制約的に決めているのを、狭すぎるということで、谷間の障害者を作らせない、そのために難病者の人にもできるだけ広げるというふうになってきています。

聴覚障害の人の例で言えば、手帳が取れるのは70dbですか、私も最近耳が遠くなってテレビの音を大きくしないと聞こえないんですけども、70dbではなく40dbから聴覚障害者として必要な制度が利用できるようにしてもらいたい、という要求が実現される必要があると思います。あるいは盲ろうの重複障害を持った人に対する制度が不十分である。これを改めさせる、ということが課題だろうと思います。

### ◇障害者基本法改正のポイント

障害者基本法はこのように第1条で障害を持っていても個人として尊重されるということが明記されました。

第2条で、障害というのは社会的障壁、つまりその人が身体的物理的に持っている状態が障害があるのではなくて、社会がそれを妨げているんだ、という、社会的バリアによって勉強や仕事に差支えが生じている、だから変えるべきは社会の方なんだという、考え方の転換がこの基本法の改正で行われているということです。

その中で物理的な障害だけではなくて、制度や慣行（習慣）、観念、つまり一般の人の考え方を変えなければならないということを視野に入れているということです。

### ◇基本合意も骨格提言も無視した新法「障害者総合支援法」

去年この基本法の改正があったので非常に前進したなと思ったんですけども、障害者自立支援法の改正という形で、総合福祉法ではなく、総合支援法という変な名前の法律がこの6月、ちょうど2か月前にできてしまった。民主党、自民等、公明党の3党が多数決でこれを通してしまった。

そしてこの流れというのが、社会保障と税の一体改革と言って、野田首相が命をかけてやった消費税の倍増ですね。これと同じように、社会保障を切り捨てるということ、税金を多く取り立てるということを基本にした政治の一環として、このような法律になってしまった。

そして社会保障を切り捨てるということの一番の理念というか、理念ともいえないですが、まずは自助、つまり自分でやれと。それから共助、家族で助け合え。そして自己責任。

これは社会保障の考え方と全く逆の考え方です。たとえば障害を持って生まれるということは自分に責任があることですか？そんなことはないですね。あるいは大きな地震とか爆発だとかで障害者になる、あるいは原爆に被爆して障害者になる、福島の施設で十分な介護がされなくて障害が重くなる、こういう人は自分の責任ですか。あるいは自助って自分の力でやれと言われても、先祖代々貧乏人だという人はどうするんですか？

共助というのは、今問題になっている、生活保護をもらう人はけしからん、と。国のお金で暮らしている、そして芸能人の親が生活保護をもらっている、これはけしからん、と生活保護バッシングを始めた。そして生活保護は今200万人を超えている。これを減らせ、ということ。本当に生活が成り立つんだったら減らしてもいいですよ。だけど成り立たないから生活保護を受けている。最後のセイフティネットと言われている。そして現に北海道でも、高齢姉妹が生活保護を受けられずに餓死するということが今の世の中で起こっている。

生活保護を受けたくても受けさせてもらえない人の方が多いんです。一部の例をひきあいに出して、生活保護を受けている人はみんな悪いんだという宣伝をして、保護は受ける人が悪いんだという。しかし社会保障はそんなことで歴史的に始まったわけではありません。昔から、貧乏な人はいるわけです。障害を持った人、あるいは失業した人。例えばシャープという会社が、経営が不振になったからと言って5000人の首切りをする。働いている人に責任がありますか。派遣労働者、日雇い派遣で、明日から来なくていいよ、と言われたらどうして生活できるんですか。そういう人が増えているんですよ。増やしているの

は企業であり、国なんです。人が働く場所を奪っている、障害を持つ人を作っている、そういう人が、そういうところの責任を抜きにして、自己責任だと言っていいんですか。やはり同じように、人間として生きていく、生きていけるのがあたりまえなんです。

金持ちは自分たちが税金を払うから、税金を社会保障に回してくれ、こういつている金持ちは、アメリカでもイギリスでもいます。日本でもパナソニックの前の会長が新聞に投書しています。つまりお金をもうけ過ぎた人は、そのお金を税金で出して、生活保護、社会保障に使ってもらったらいいんですよ。だって個人で1年に5億も使えますか。食べられますか。遊べますか。個人で使い切れないお金を税金で払ったらいいわけですね。社会保障は当然しなければならないことなんです。

### ◇諸外国の立法をしてみる

これは手話についてだけ

### ◇ドイツ障害者平等法 社会法典9編、10編

ドイツでは聴覚障害の人がいろんな行政手続きを利用するには、手話通訳を公費で負担する、となっています。「聴覚障害者及び音声機能障害者は、行政手続きに置いて自己の権利の主張に必要な場合は、ドイツ手話その他適切なコミュニケーション補助手段を公費負担により意思疎通を図る権利を有する」となっている。公費でやれ、税金でやれとなっています。

### ◇ドイツ社会法典第9編 57条 意思疎通の助成

これも社会保障の法律に書いてあるのです。ちゃんとドイツでは通訳費用を公的に負担するべしと書いてあるのです。

### ◇ADA（障害のあるアメリカ人の法律）

アメリカは日本より20年も前にこのような法律を作っています。日本は20年も遅れています。その中で、4の第3編というのを見ていただくと、「社会生活における差別禁止」というのが書いてありますね。

### ◇聴覚障害のある被用者のために手話通訳を提供しなかったことをめぐるADA判例

これは先ほど紹介した会議の議事録では不十分だということの裁判例です。あとで読んでおいてください。

### ◇イギリスの障害者差別禁止法 2010年 Equality Act

イギリスでも2010年に法律を全面的に改正して、合理的配慮を必要な調整をする義務と明記している。これは法律上の義務です。そして差別の救済機関というのをちゃんと作っ



ています。日本の場合、差別をされたらどうしますか。裁判所に訴えるしかないんですね。裁判所に訴えても、裁判官の頭が固いだけでなしに、裁判の手続きは複雑ですから弁護士に頼んで、高い金を払わないといけない。高い金を払ってもらえると私も助かりますけれども…なかなかそういう事件を引き受ける弁護士が見つかりにくい。

だからイギリスでは助言あっせん仲裁局という、差別が起こった時に相手に話をしてなくすように仲裁してくれる役所が作ってあります。そしてあっせんで話が決まらないときは、平等人権委員会というところが、申し立てを受けて、その差別が正当か不当かということ調べて、不当な差別であれば改めろ、と命令を出すことができます。その上でさらに裁判所にも持って行けるという三段階になっています。

### ◇(1)調整義務が生じる場面①

イギリスのこの平等法というのは、非常に詳しく、どのような差別をしてはならないのか、差別をやめさせるためにどのような対策をしなければならないのか、ということ詳しく書いています。

### ◇(1)調整義務が生じる場面②

この「物理的特徴」と訳したのは、physical（フィジカル）、身体的特徴と訳した方がいいのかもしれませんが、障害を持っていることによって実質的に不利な立場におかれる、それは差別であると言っている。実質的に不利というのは一般的にこれでやっています、例えば、携帯電話の説明を口頭でやっていますと言われても、聞こえない人にとっては実質的に不利ですね。クレジットカードの発行もそうですね。実質的に不利益であればそれは差別になるよ、ということ調整義務の対象になるわけです。

### ◇(1)調整義務が生じる場面③

補助的な支援が求められる場合にそれをしないのは差別である、ということです。

### ◇(2)調整義務の具体例①

これは調整義務の具体例というのをいろいろと挙げていますので、これもあとで読んでおいてほしいのですが、Bさんの質問にあったのは、(g)の項目が当てはまると思います。障害者を教育訓練する、こういう場合に必要な通訳とか要約だとかをしる、ということなんです。

### ◇(2)調整義務の具体例②

具体例、施設、指導、試験…例えば視覚障害の竹下義樹さんが弁護士になるため司法試験を受けるのに、墨字、印刷文字で試験を受けられませんので、試験問題を全部点字で訳して、点字の答えを採点して、もう一度墨字に直してするという、人手が相当かかるのですが、それをすることが差別禁止なのだとということをちゃんと言っています。朗読者また

は手話通訳者を配置すること、などもちゃんと書いてある。

### ◇(3)調整措置を義務付けられる範囲

これも非常に詳しく書いてあります。障害者権利条約でも、合理的配慮、必要な配慮をするのに、過大な経費が掛かるときには、免除してもよいということになっているので、どんな場合が過大なのかということ具体的に明記しているわけです。

### ◇(4)調整措置を講じる際の財政的支援

財政支援、これは大事だと思います。つまり障害を持った人に対する支援制度を実施するために、予算、お金がかかりますね。そのお金を個人だとか中小の企業で負担させるのは経済的に非常に重荷になる。だからサボる場合が多いということで、公費で援助するシステムも作っていますね。

### ◇韓国・障害者差別禁止法 雇用における差別禁止 (10~12条)

お隣の韓国は、具体的に差別禁止の項目を挙げています。働く場面では、募集、労働条件、解雇に至るまでの差別禁止。労働組合加入、これは労働組合が差別することもありますので、それを差別してはならない。採用以前の医学的検査の禁止、これは障害があるということの仕事に関わりなしに障害者を排除してはならない、ということだと思います。

### ◇韓国障害者差別禁止法における使用者の便宜供与義務

具体的に使用者がどのような便宜供与、つまり合理的配慮をするべきなのかが書いてあります。これを見れば、どのようなことが求められているのかがわかるとと思います。例えば、昇任試験をするのに口述試験だったら、聴覚障害の人は困りますね。そういうときに手話通訳を配置する。ペーパーテストだったら視覚障害の人は困りますね、それを点訳するとか、口述試験に変えるとか、そういうことが求められているということですね。

### ◇法施行令第6条別表1による適用対象事業所の範囲

韓国も2008年に法律ができましたけれども、それを会社、企業に義務付けるのに、時間を置いて、常時300人以上の大きな企業では、2009年から実施する。100人~300人までは2011年、去年の4月から実施。30人以上100人未満の企業では、2013年から実施するというふうに、企業の規模、負担能力に応じて、義務付けの時期をずらしているわけです。

### ◇「合理的配慮」の費用 社会保障のコストをどうまかなうか

今見てきたのは各国の制度ですけれども、企業が障害者をなかなか受け入れないのは、やはり経済的に支出が増えるということと、コミュニケーションが難しいということ、効率で行くということ。ただ日本も少しは前進したのかなと思うのは、これまで障害者雇用率が1.8%だったのを来年の4月から2%に上げます。これはわずかですが前進ですね。そ

して精神障害者についてもその範囲を拡大した。

### ◇所得の再分配 社会保障の財政

しかし、日本の場合、障害者に対する予算も含めて、社会保障にまわすお金がいかに少ないのか、ということがはっきりしています。結局、国民総生産、国内で作られている価値の何%が社会保障の予算に回っているのか、ということで比較することができるわけですが、イギリス、ドイツは GDP の 2~5%、アメリカのように自己責任の国、医療保険反対という国ですら 1.47%を社会保障に使っている。

ところが日本は 0.96%。1%にも満たないお金しか社会保障の予算に使っていない、ということです。目先のことばかりで、消費税をアップしてどうするのかということ、公共事業に使う。公共事業というのは、「コンクリートから人へ」というスローガンで民主党が政権を取ったのですが、今度はまた「人からコンクリートへ」、大きなダムとか鉄道とかを作る。それはゼネコンが仕事をもらえるわけですが、そういうものにお金を使うけれども、人を育てる、人が生活することにはできるだけお金を制約しようとする。生活保護費も予算を削ろう、そういう動きになってきていますね。それはおかしいと思うのですが、歯止めがなかなかできていない。

### ◇救済機関 誰が権利救済を担うか

今日の一番大事なところですよ。差別禁止法ができればそれで安心なのか、全然安心ではありませんね。法律があつたってそれを守らない人はいるわけですよ。守らなければどうするか、裁判しかなければ大変なんですよ。裁判所まで行かなくても、ちゃんと差別で問題があるという申し立てをすれば、話し合いをしたり、その差別をやめなさいと勧告してくれる、そういうところが必要ですね。アメリカでもイギリスでも韓国でもそういうシステムを持っているわけですよ。

つまり、差別を禁止するだけでは足りないもので、禁止された差別をやっている場合に止めさせる、そういう役所のようなものが必要です。あるいは法律だけではなく、全体として、障害を持った人の権利が、人権がもっと大きくなるように政策を推進するということが必要なわけです。そういう救済機関が必要だということがはっきりしています。

### ◇パリ原則に基づく監視機関 障害者権利条約 33 条

障害者権利条約の中にそれが書いてあります。33 条に、権利条約の中身を日本国内で実現するために、実施及び監視を行う仕組みを作りなさい、ということが書いてあります。その時にパリ原則に基づくものとあります。皆さんあまり耳慣れないかと思いますが、パリ原則というのは法律とか行政とか大企業が人権侵害をしているとき、それをやめさせる人権救済機関を作らなければならないわけですが、そういう人権救済機関は政府から独立しなければならないと言っているのです。

つまり人権侵害をしている政府だとか法律をやめさせるという立場ですから、政府から

独立性ができるだけないといけない。そうは言っても、公的な機関、調査権限、勧告権限を持って、しかもお金は税金から予算で出すわけですから、半分公的な機関ですね。ではどこが政府から独立しているのかというと、一つはその委員会、人権委員会の委員をできるだけふさわしい人を選ぶということです。つまり政府がお気に入りの人を任命するのではだめだということで、ちゃんと見識を持った人、障害を持った人の代表にふさわしい人を選ぶという人選の問題が一つ。

そして委員会が調査をして結論を出したとき、その結論が委員会限りで発表できるということ。つまり内閣や国会の承認は要らない、独立した委員会であるということ。

もう一つが、事務局とか財政、職員が、よその省庁、法務省とか厚労省から出てきた職員ではなく、自前の職員でないといけない。今いい例が、原子力、原発ですよ。原発を推進している東電や関電と、経産省や東大の先生、学者が一緒になって原子力村というのを作って、そして危険な原発をどんどん作ってきた。50 基ほど作ってきた。ところが今それが破たんしている。今改めて原子力規制委員会というのを作りましようと言っている。作るとすれば、これまで原発を作ってきた人をそのまま規制委員にするわけにはいかないでしょ。チェックする役割ですよ。会計監査のように、やっていることをちゃんと監視して、だめだよと言える立場の人じゃないといけないですね。そういう意味で行政、立法あるいは大企業が人権侵害をしているとすれば、それに自由にものが言える、そういう権限を持った委員会を作りなさい、と言っているわけです。そのことはもうすでに十何年前から国連で言っていますし、つい最近の 2008 年、私も行きましたが、ジュネーブで日本審査があって、日本には人権救済をする政府から独立した委員会がないから早く作りなさい、と勧告したんです。

今みなさん、新聞とかテレビで毎日言っている、大津の中学校のいじめ事件、知っていますよね。あそこでも、教育委員会とか中学校に任せて事件の調査をしていたわけですが、なんの役にも立っていないですね。むしろ事件を隠す隠すということで自分たちの責任にならないようにという動きでしてきたわけです。そして今、大津の市長さんが第三者委員会を作って、尾木先生とか私の知っている渡辺弁護士とかを委員にして調査委員会を作ります、そこで事実調査をして、必要な対策を考えてもらいます、と言っていますね。

それはそれでいいんですが、そういうことはしょっちゅうあるわけです。大津だけではありませんね、神戸市でも起こっているんです。何回もありますし、つい最近も神戸市のいじめ事件を学校と教育委員会が隠ぺいしたということで、神戸市の議会に対して、被害者の親が調査委員会を作ってくださいと陳情をしたのだけれど、それを拒否した、ということが新聞に載っていました。

というように、人権侵害があったら、その侵害をした人とは違う立場の人が、第三者の立場でちゃんと調査をして、何が問題だったのかという結論を出すということが必要ですね。それをその場当たり、起こってから作るんじゃなくて、常設しなさい、ということがこの権利条約の 33 条の意味なんです。

ちょうど 2010 年の子どもの権利委員会でも同じことを言ってるんですよ。日本はそうい

う勧告を受けているんです。子どもの人権が侵害されたときにちゃんと調査して救済をする、そしてどうあるべきか考える、そういう委員会をつくりなさい、と勧告されているんです。それを無視してこれまでやってきた。だから今作らないといけないね、ということなんです。だから障害者差別禁止法を作る以上は、その差別禁止法が現実に機能するように、働くように、ちゃんと監視をして問題点を明らかにできるような、第三者委員会を常設で作らないといけない。

#### ◇韓国「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」⇒国家人権委員会

韓国ではそういうシステムを作っているんです。国家人権委員会を2002年から動かしています。もう10年の実績があります。日弁連でも同じような委員会を作ろうという運動をずっと続けています。私が委員長なんですが、2002年に韓国へ調査に行きまして、韓国の委員長にも会い、事務局の人にも話を聞いて、そのようなものを早く日本で作らなければいけないね、ということで今も取り組みをしています。

韓国の場合は障害者差別禁止法を2010年に作りましたので、その差別の問題も国家人権委員会で取り扱うようになっていきます。だからそのようなものも同時に作らなければいけない。

#### ◇日本ではどうか

日本の実情はまだそれが無い、ということです。障害者総合支援法の後、障がい者推進会議を解散して、障害者政策委員会と名前を変えて、その委員会を権利条約の委員会にしようとしています。しかしこれは極めて不十分で、政府からの独立性がない、ということ指摘しておきます。

というのは、このメンバーは推進会議の委員がほとんど含まれていて、障害者代表も入っているのですがそれはいいんですが、誰を委員にするかを内閣が勝手に決めることができるということが一つ。そして独自の事務局を持っていません。今の厚労省の人が事務局をやっている。そうすると厚労省の今やっている行政が障害者にとって100%いいものですか。批判したいところがいっぱいありますでしょ。事務局が共通だったら批判できません。

現に福祉部会の佐藤久夫部会長が、せっかく総合福祉法の骨格提言をしたにもかかわらず、全く相反するような法律を作ってしまった。それはもちろん民主党の責任でもありますが、そういうふうにしたのは厚労省の役人と財務省の役人なんです。そういうことになりかねない。つまりせっかく装いは新たになっただけでも、委員の選任とか事務局や予算が、きっちりとパリ原則に基づいて独立性を保障しなければ、まともな活動はできない、というのが我々の意見です。

#### ◇地方公共団体の差別禁止条例

時間がなくなっただのでごく簡単に言いますが、今日資料でお配りはできなかったのですが、障害者差別禁止の条例が日本各地できてきています。10年ほど前に千葉県条例が

できました。その後、さいたま市、札幌市、岩手県、熊本県もあります。

### ◇差別禁止条例の実効性の検証

その内容を見てみると身体障害者や精神障害者の相談員が相談の窓口を作り、相談を受ける。そして差別ケースについて調整をする。それはいいことで一歩前進ですね。そして調整委員会というのをその上に作って、知事に対して、差別をなくすためにどういうことをすべきかという提案ができる、と決めてあるからそれはそれでいい、悪くない。

ただ問題を言うならば、一つは委員会の委員を知事が任命するという事。石原知事の差別発言を許さない女性の会というのがありますよ。あの人は、女性は年取って子供が産めなくなったら役立たずだと、公の場で言ったんですよ。あるいは韓国や中国の人は帰れ！とかそういうことを平気で言う人なんです。大阪の市長だって何を言うか分からない人で、そういう人が任命できる委員じゃ困ると私たちは思います。事務局もやはりその自治体で担う。

一番の問題は知事から全く独立していない、法律上独立性が持たせられない、そういうことになっているわけですけども、そういう意味からも法律で政府から独立したものを作る必要がある。

一番極端なのは千葉県条例を見たら、行政が差別をしたとき、改めなさいという勧告を出したい、そういう答申を調整委員会が出そうと思いますね。そうするとまずその担当部に諮りなさいと書いてあるのです。やめてくれと言ったら知事は出さないことができる。そんなものが役に立ちますか。条例ができるのは一歩前進かもしれませんが、それで安心というわけにはいかない。京都府でもそういう障害者の条例を作ろうという動きが始まっているようですが、今後条例を作るのであれば、役に立つような活動ができるように我々も監視していかなければならないと思います。

今日私が言いたかったのは、皆さん方が、これは困る、これは差別だ、と思うことが一番大事なんです。それが出発点なんです。出発点から今の社会を変えていかなければならない。変えたということがはっきりするのは、法律を作らせるということ。どのような法律を作らなければならないのかということについて、一つの方向をお話したと思いますので、これからは皆さん方が是非とも主権者として、選挙の一票を持っている人として、あるいは声をあげて行政、議員さんに伝えて、一日でも早く、障害を持った人の権利が実現するように頑張っていただきたいと思います。

### ◇法律・制度を作るには；聴覚障害者の参政権行使

やはり政治を変えるのには、参政権を行使するということが必要ですね。どう考えても聴覚障害者が多数者にはならない、少数者だと思います。しかし、少数者の権利を保障することが社会にとって必要だということを訴えなければならない。世の中多数の考えが正しいとは限らない。少数意見でも正しいことは正しい、そう言えることはたくさんあると思います。少数の人、一人の人を大切にすること、社会の正しいあり方だと思

ます。

### ◇おわりに

比較の問題ですけれども、死刑制度の問題について。日本の実情は被害者の親や家族が「あの犯人は絶対死刑にしてほしい」と言って、それが共感を生むことが多いですけれど、世界の大勢で言えば、死刑はしない。国家が殺人をするということはしてはならない。しかも罪を犯した人を死刑にするということは教育を放棄することである。その人が改善できるということをあきらめてしまうことである。だから死刑は刑罰としてはふさわしくない。3つ目には冤罪はあるではないか。もし間違っただけで有罪にして死刑にした場合、取り返しがつかないではないか。そのような理由で世界中の半分位の国は、死刑を廃止している。韓国でも実質的に死刑は執行していないし、ヨーロッパではフランス、ドイツでも死刑は行っていないですね。

国連の条約で死刑制度を廃止するという条約があって、日本にも入れと言っていますが、日本の政府代表は、「日本の多数の人が世論で死刑は残すべきだと言っている」という答えをしている。それに対して、国連の代表の人は、死刑がよいかどうかは多数決で決める問題ではない、と言っている。やはりその事柄の本質をよく議論して、それが正しいかどうかを決めるべきですね。

これは一つの例えですが、聴覚障害を持った人が100人のうち3人とか5人であったとしても、その少数の権利を保障することが、100人全体の社会にとって必要なことだと考えているわけです。そのことを理解させて、それが政治に反映されるようになっていく必要があると思います。

### ●質疑応答

質問1／ありがとうございました。最後のお話にあった民主主義のあり方についてですが、社会の大多数の意見の中で、障害者の少数意見が通らないこともあると思うのですが、少ない意見であっても正しい意見であれば押し進めていく、という意味ですか？

藤原／私が言いたかったのはそのことです。

質問2／ありがとうございました。お話とかみ合わないかもしれないけれど聞きたいことがあります。サークルで聴覚障害の人が、自分はいろんな種類の運転免許証を持っているが聴覚障害者用のシールを貼っていないとおっしゃった。健聴者でも車の中で音楽を大音量で聞いているとまわりの音は聞こえない。耳が聞こえないからと貼る必要があるのか？聴覚障害者なのに貼らないのはおかしい、貼るべきだと言う人もいます。聞こえないので危険だから、貼るべきなのでしょう？

藤原／私も去年70歳になり、高齢者運転講習を受けさせられた。それを受けないと免許証

が発行されない。今の聴覚障害者のシールをなぜ貼れと法律で決めたのか、それを考える必要があると思います。本来の趣旨は運転者を保護するために始まったと思います。初心者マーク（若葉マーク）を貼るのは、免許を取って1年以内の人が貼る。それは初心者を差別するためではなくて、運転が危なっかしいかもしれないから、周りの人が気を付けてあげなさい、そういう趣旨で始まったと思います。もみじマークも同様、お年寄りだから、よく耳が聞こえていないかもしれないし、信号を見落とすかもしれないよ、ということで、周りが気を付けろという趣旨で決めていると思うんですよ。そういうふうになれば、聴覚障害者のシールを決めているのは、周りが注意しなさいよ、と呼びかける意味であると考えたらいいと思います。それを貼ることによって、自分が聴覚障害者であることを宣伝することになる、あるいはそれによって差別を受けるかもしれないという心配があると思うんですけど、道路を走っているときにそれによって差別を受けるということはあまり想像がつかない。止まって下りた時に、差別を受けるということはあるかもしれないですが…その辺どうでしょうか、これは私の考えなので。